

議会運営委員会

平成19年12月14日午前9時00分から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

○飯高 昭二 嶋田 善行 西谷 剛周

浦野 圭司 辻 善次

中川 議長

欠席委員 里川 宜志子

2. 理事者出席者

総務部長 池田 善紀

3. 会議の書記

議会事務局長 藤原 伸宏 同 係 長 峯川 敏明

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 嶋田委員、西谷委員

副委員長

皆さんおはようございます。

ただいまの出席委員は5名で定足数に達しております。なお、里川委員長から、欠席の通告を受けております。委員長が不在でございますので、委員長に替わりまして職務を行わせていただきますので、本日の委員会がスムーズにいきますよう委員皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、本日の議会運営委員会を開会し、会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。

本日の会議録署名委員に、嶋田委員、西谷委員を指名いたします。両委員には、よろしくをお願いいたします。

本日の議事は、レジメに記載のとおりでございます。

まず初めに、1. 協議事項、（1）平成19年第5回斑鳩町議会定例会についてを議題と致します。

初めに、①付議議案の取扱いについてを議題と致します。

各委員会に付託されておりました議案につきましては、最終日の本会議で委員長報告の後、表決となりますが、お手元の委員会付託議案の審査結果をご覧いただきたいと思っております。

このうち、総務常任委員会に付託されました議案第42号、斑鳩町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例については、満場一致で可決されておりますが、本会議において本議案に反対される議員さんがおられると聞いております。このことから、本会議においては討論になると思っておりますが、賛否の討論者は従来どおり、それぞれ1名とすることで確認を致しておきたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なし ）

副委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は、各1名ずつということで、確認を致しておきます。

ただいま申し上げました以外の議案で、討論等を予定されているもの、また、討論の予定があると他の議員さんからお聞きになっているものがありましたなら、議長次第にも関わってまいりますので、予めお聞かせをいただいておりますが、ございませんでしょうか。

(な し)

副委員長 他の議案につきましては、現在のところでは、討論等の予定はないと確認をいたしておきます。

ここまでのところで、何か質議、ご意見等はございますか。

西谷委員。

西谷委員 あかね、建設委員会で陳情第6号なんやけど、委員長報告どおりっていう事してんねけど、実際最終の本会議では委員長報告して、その後はどうなんですか、何も、報告だけ。それと、陳情書が出たわけやから陳情者に対してどういう形で対処すんのか、その辺のところ聞かしてください。

副委員長 藤原議会事務局長。

事務局長 従来の取扱いとして陳情に対して委員長報告どおりという例から申し上げますと、本会議におきましては陳情第6号については委員長報告どおりであるという事で終わります。なお、陳情者に対しましてはそういった委員会の中で委員長報告の内容につきましてはそういった内容について、ご報告をさせていただくということになります。

西谷委員 そしたら、当然これについては議会だよりにきちっとそういう形では、処理については文書も提出された業者名も含めて掲載するという事やね、議会で陳情書取上げたんやから。議会だよりの編集長されてます、ちょっと聞きたいんやけど。

副委員長 議会だよりにどういった形ですか、という事については広報委員会では検討もし、していくんですけども、紙面の制約もございますし、その辺はまたこちらの方で。当然委員会のそういった陳情者に対する回答、また委員会から賛否が出たという事に対する内容は明記していきたいと考えておりますけれども、どういった形というのはちょっとその辺は具体的には今のところ、全部載せるという事も紙面の関係上もありますし、また内容等ありますから、その辺はちょっと考えていきたいと思えます。

西谷委員 あのね、私はこの議会だよりっていうのは少なくとも各議会でそれぞれの議員がどんな活動してる、あるいはどんな案件に対してどういう風に反応したっていう、住民が自分たちが選んだ投票した議員の、少なくとも行動を知る唯一の資料やと思う。だから、当然議会だよりっていうのは、文書っていうのは皆そうやけど、いつ、どこで、誰が何をどのようっていう部分は、最低限やっぱりこういう事を議会だよりの中で示さなあかんと思う。今回でも非常に住民の中でこの下水道に関しても色々住民の人から、これ何書いたんのか分からん、例えば議会だよりの中の排水設備の意見書にしたかてね。だからこれね、誰が誰に出してという事が全く分からへんっていう事では、僕は議会だよりっていうのはきちっと下水道、特に今関連なんで是非とも言うときたいんですが、住民が分かる、そういう内容では書いてほしい。住民もそれを望んでるし、相当今回の陳情書については、なぜこんな陳情書が業者から出んのかというのは、非常に不信感を持っておられるので、是非ともそれは載せてほしい。私の周りの住民からもせやし、私自身もそう思います。是非ともこれについて、やっぱり陳情書としてあげて議会で審議したわけですから、その過程については載せてほしいし、それぞれの議員の意見についても、やっぱり議会で載せていっていただきたいと思えます。

副委員長 今の西谷委員の意見ですけども、当然住民に分かりやすく公表し、ま

た内容も詳細にわたってという事でありまして、なにぶんにもまず紙面が制約されている、その中において分かりやすくやっていく、努力をしていくというのは、議会広報委員会、各委員さんの認識はあるわけです。だから今の意見を通しまして、また広報委員会でまた話をして、そういった形にどれだけ近づけるかという事はちょっと分かりませんが、出来る範囲の形でそれを反映していきたいというのは思っています。また広報委員会で話をして参りますので、よろしくお願いします。

西谷委員 委員長自身が編集後記ではっきりと、やっぱり住民の立場に立って実質的な審議を尽くすことが議会の使命であると、今後も地域の声が議会にどう反映されたのかを誌面を通じて、住民の皆さんに、より分かりやすく知らせてまいります。という事で書かれてるんやから、当然それは陳情書についてもそれに対応するような意見書についてもやっぱり載せてもらわなあかんし、ましてややっぱり、この中で書いたる中で、例えば、ただの批判のみで終わる一人芝居では意味がない。とか何を言うてるのか分からんような、あるいはとりようによっては下水道に関する署名活動をしている私を含む住民の事を指して言うてるのかなと懸念されるような内容を、とりようによっては、とられるようなこういう編集後記っていうのはやっぱり止めて、もっと具体的に書きたいんやったら、〇〇がしてるこういう活動については住民を惑わすとか、あるいは不安を煽るとかっていう形で、具体的にここで書くべきやと思うんですよ。何かね、そういう部分を私は、今一番住民の中で関心あるのは下水道の問題ですから、相当住民についても敏感になってる中ではこういう事も含めて、編集委員会の中できちっと方針を打ち出して、書く時にはいつどこで誰が何をしたんか、どのようなものについて自分がそう思うのかっていう事をはっきりと住民が読んで分かるような形で私は書いてほしい。6月にもそういう事を書かれたし、今度9月の後の編集後記、二回続けて何や分かったような分からんような、とり方によっては住民の下水道の署名活動なんかなって思うような事を、やっぱり私は思わすような文書を書くっていうのは、公費で出すビラとしては私はいかんの違う

かな。どうしても書きたかったら、それは飯高議員が自分の自費でやっぱり自分の主張されたらいいと思いますけど。

副委員長 意見をお聞きいたしまして、先ほども申しましたように、広報委員会でそういった意見出ましたという事でお聞きしておきます。
よろしいでしょうか。

西谷委員 はい。

副委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

副委員長 ①付議議案の取扱いについては、以上で終わります。
次に、②追加日程についてを議題と致します。
お手元の追加日程表をご覧いただきたいと思います。
追加日程 1. 発議第 9 号から追加日程 3. 発議第 11 号までの 3 議案については、厚生常任委員会において付託されました陳情書等について採択され、委員会発議で提案されるものでございます。
また、追加日程 4. 発議第 12 号、道路整備のための安定的な財源確保に関する意見書につきましては、議員発議により、本会議最終日に提出を予定されているものでございます。
現在までに提案予定されているものは、この 4 議案でございますが、この他に、議員提案等の予定をされているものはございませんでしょうか。

(な し)

副委員長 議員提案の予定はないものと確認をしておきます。
追加日程として上げさせていただく予定のものは以上ですが、質疑ご

意見等ありましたなら、お受けしていきたいと思います。

(な し)

副委員長 それでは、以上のように進めさせていただきますので、議長には進行方よろしく願いをいたします。

平成19年第5回斑鳩町議会定例会については、以上で終わります。

次に(2)次期定例会等の日程についてを議題と致します。

皆さんのお手元にお配りをいたしております日程案について、事務局から説明願います。 藤原議会事務局長。

事務局長 それでは、平成20年3月定例会の日程案についてご説明を申し上げます。

3月をご承知のように年度末の多忙な時期でもございますことから、できるだけ早い時期に開会するため、初日を月初めの3日(月)といたしまして、本会議終了後に広報発行常任委員会、4日、5日は休会、6日、7日に一般質問といたしております。そして、10日(月)より各常任委員会の審議はいつていただくこととなりますけれども、ご承知のように3月定例会は来年度の当初予算案が提出をされます。当初予算案につきましても、これまでと異なり、予算常任委員会においてご審議をいただくということになります。このことから、11月の予算常任委員会の終了後に、審議方法について委員さんからのご意見をお伺いいたしております。この時、委員長から各委員会に先立ち、3日間を当初予算の審議にあて、各常任委員会の終了後に補正予算等の審議をするというご提案をされましたところ、委員からは最終的には委員長に一任することをございました。このことから、10、11日と13日の3日間を予算常任委員会といたしております。そして、14日(金)は建設水道常任委員会、17日(月)厚生常任委員会、18日(火)は総務常任委員会、19日(水)に予算常任委員会。なお、この日につきましては小学校の卒業式がございますので午後1時30分からの開会。21日

(金)は幼稚園の卒園式がございますので、午後1時30分から議会運営委員会を行い、25日(火)に本会議最終日といたしております。

ご協議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

副委員長 ただ今、事務局から日程案の説明がありましたが、皆様のご意見をお聞かせいただきたいと思っております。

ございませんでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員 これで結構かと思っております。24日(月)は休会と書いてないのは、これは何か。

事務局長 これは休会でございます。失礼いたしました。

副委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

副委員長 それでは、3月定例会の日程の予定については、今、局長から説明があり、また皆様にご了承いただきました本会議初日3月3日から25日までの会期23日間ということで委員会として確認をしておきたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

副委員長 異議なしと認めます。

次期定例会につきましては、予定ということで確認を致しておきたいと思っております。

次に、(3)継続審査について、①今後の議会運営のあり方についてを議題と致します。

前回の委員会におきまして、5月の臨時議会についてご協議いただき

ましたが、3名の委員さんから、現状であれば臨時議会を開く必要はないのでは、とのご意見をいただきました。臨時議会については、町長提案との兼ね合いもございますので、里川委員長が町側と調整をしておく、とのことでしたが、委員長が本日欠席でございますので、総務部長さんから改めて臨時議会に対する町の考え方なり、ご意見をお伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。

よろしく願いいたします。 池田総務部長。

総務部長 町といたしまして平成20年の5月臨時議会の案件は今現在のところはございません。もしあれば、またお願いする事もございますけども、今現在のところないという事でご理解をお願いしたいと思います。

副委員長 ただ今、総務部長から、町としては、議案提出のために臨時議会を開催することについては、特段の必要も無いということでございます。

そういたしますと、前回も委員さんのご意見がございましたように、正副議長、委員会委員の改選のない来年5月に臨時議会を開催する必要も無いのかとも思います。ここで、委員さんのご意見をお伺いいたします前に、もし仮に来年、臨時議会を開かないとなれば、これまで役員改選に合わせて行ってきた監査委員、農業委員、都市計画審議会委員の選任についてどうするのかということになろうかと思えます。これにつきましては、皆さんに審議していただきやすいように事務局に整理をさせましたので、まず、この説明を先にしてもらってから、皆さんにご協議いただきたいと思います。

そういうことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

副委員長 事務局、説明をしてください。 藤原議会事務局長。

事務局長 それではお手元の議員役職の選出及び任期という資料をご覧ください

たいと思います。

ただ今、副委員長からお話がありましたように、正副議長、委員会委員の役職改選に合わせまして、これまで監査委員、農業委員、都市計画審議会委員の改選などについても行われてきたところでございます。これらの役職の任期などについて整理をさせていただきましたのでご説明をさせていただきます。

まず、監査委員についてでございますけれども、地方自治法では議員の任期によるという風に定められております。また、町議会の慣例と先例には特段の定めはないわけでございますけれども、これまでの例でございますと、原則1年交替ということで役員改選時に話し合いがなされておりました。そして、交替ということになりましたら、その臨時議会において選任同意の議案が提出されていたところでございます。2枚目をご覧くださいたいんですけれども、過去4年間の就任期間について書かせていただいております。まず、議員改選のありました平成15年につきましては、監査委員に松田議員さんが臨時議会のあった日、平成15年5月14日から翌年の5月31日まで就任をされております。また16年6月1日から2年間、18年5月31日までは木田議員さん、18年6月1日から議員任期でございます19年4月29日までは松田議員さんが監査委員になられております。ここで5月末を節目にして交替しておりますのは、5月に水道事業会計の決算審査がございまして、1年間の状況をよくご存知の方に決算審査をしていただくほうが良いとのことから、このようにされていると聞いております。

また1枚目にお戻りください。

議会推薦の農業委員についてご説明をさせていただきます。議会推薦の農業委員の任期は、農業委員会法で選挙された委員の任期によるという風に定められております。ちなみに選挙による農業委員さんの任期は選挙された委員さんにつきましては3年という事で法律では定められております。慣例と先例には、任期については特段の定めはございませんけれども、これまでの例でございますと、原則1年交替ということで役員改選時に話し合いがされてまいりました。そして、交替ということにな

りましたら、その臨時議会において推薦の議案が提出されていたところ
でございます。2枚目をご覧いただきたいと思います。まず、平成15
年の農業委員でございますけども、15年7月1日から16年6月30
日までの1年間就任をされております。そして、平成16年に改選され
まして、16年7月1日から選挙されました委員の任期満了の日でござ
います平成17年7月19日、1年と19日という事になるわけですが
れども、そういう風になっております。そして平成17年は、選挙され
た委員の任期の開始日でございます17年7月20日から18年6月3
0日まで、その次の方は、平成18年7月1日から19年6月30日ま
でとなっております。つまり、原則といたしまして6月末で交替され
てきたというところでございます。

次に、都市計画審議会委員でございます。また1枚目をご覧いただき
たいと思います。都市計画審議会委員につきましては、条例上任期が2
年と規定をされておまして、議員から選出される委員については条例
上、任期についての定めはございません。先例と慣例についても定めが
ございません。これまでの例でございますと、2枚目をご覧いただきたい
のですが、任期2年の委員に合わせて改選をされてきたという事でご
ざいます。

以上、簡単ではございますけども、ご説明とさせていただきます。

副委員長 それでは、まず、ただ今事務局から説明のあったことについて、ご質
問などございましたらどうぞ。ありましたらどうぞ。

(な し)

副委員長 他にご質問もないようですので、委員さんからのご意見等いただき
たいと思います。 中川議長。

議 長 議長素案として皆さんに資料として提出させていただいてますので、
この案によって審議していただいてもどうかと思いますので、よろしく

お願いいたします。

副委員長 議長からお話がありました。（案）という事で認識していただきたいんですけれども。正副議長、委員会委員の改選が行われない年において、5月に臨時議会を開催しない場合の方策（案）という事で、1から3までございますが、ちょっと読んでいただいてまたご意見お願いいたします。

何か質疑、意見等あれば。 嶋田委員。

嶋田委員 議長の素案で結構かとは思いますが、監査委員さんが1年から2年になるという事なんですけれども、常任委員会も任期2年という事なんで、監査委員さん2年にわたってやっていただくという事で結構かと思えます。農業委員さんについては、1年、そのままで。各委員さん、割と希望者が多いという事で1年任期で結構かと思えます。都市計画審議会委員は過去から2年任期、都市計画審議会の任期に合わせてという事だと思いますので、それはそれで結構かと思えます。

副委員長 他にございませんでしょうか。 西谷委員。

西谷委員 任期として2年はそれはそれでええと思うんですね。一方でやっぱり監査委員、農業委員、都計審も皆そうやけど報酬がある中でね、片方で入園料やとか住民に負担をかける中では農業委員、あるいは監査委員、都市計画審議会も含めて議員として報酬してる人間については別に、辞退するとか、なしにしたらええん違うかな。議員として活動してもろてるわけやから。

（ 「法的根拠ある。」との声 ）

西谷委員 あるんで出してるん分かるんですよ。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 都計審はありましたか。報酬なかったですね、都計審は。農業委員会は法律で決まった、そして監査委員も法的な根拠があるという事ですね。

西谷委員 法的な根拠があんのはあんねけど、それを斑鳩町の中で自分たちの中でそれはもうおいとしましょかっていうのは、それは出来んのちゃいますか。

副委員長 藤原議会事務局長。

事務局長 先ほどからおっしゃっておりますように、法的根拠があるものについては報酬を支給するという事がございます。ただ、先ほど西谷委員の方から辞退という話もございましたけれども、決まった規定のものを辞退するというのは、やっぱり公職選挙法に引っかかってくる、抵触するのではないかなと思います。それともう一点、そういった議論も過去、議会の中でなされておまして、監査委員の報酬については引き下げをされていると、そういった事で報酬については見直しをされてきているという経過もございますので、ご理解いただきたいと思います。

副委員長 他にございませんでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員 そしたらこの議長の素案でいきますと、選出に関してはどのようになるのか、という事ですね、6月議会に上程すると書いてますね。せやから任期直前の直近の定例会で選出するという形、その選出のあれは全協になるとは思いますけれども、直前の定例会で選出するという事でどうですか。

副委員長 局長、それで差し支えないですか。

事務局長 任期というのがいわゆる法令上の任期とまたちょっと違いますんで、その辺の文言の整理はしなければならないと思うんですけれども、そういう事で結構かという風に思います。

副委員長 他にございませんでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員 飛び飛びですいません。

それと、この農業委員さん、選挙による農業委員さんは7月20日から3年後の7月19日までやと、ほんで議会の関係は7月1日からとなってるんですけれども、ここら辺はどうですなやろ。相手方の任期に合わせた方がいいんじゃないかなと思うんですけれども。

事務局長 確かに現在のやり方としては6月末。

嶋田委員 せやからこの7月1日を。相手方の委員会に合わしてやったらどうか、問題あるのかどうか、調査していただけますか。

事務局長 確かおっしゃっておりますように、これまでのやり方というのは6月末7月1日という事で節目になっておったんですけれども、色々と調査する中で農業委員会事務局ともお話をさせていただく中で、いわゆる選挙による委員さんの任期に出来るだけ合わせていただく方が整理はしやすいというようなご意見もいただいております。

嶋田委員 ここに書いてある、ちょっと僕見落としてましてすいません。19年7月1日から20年7月19日とすると、そしたらその次は20年7月20日から21年7月19日となるわけなんですか。

事務局長 ここに書かれていますのは、2の原則というのは推薦による農業委員さんの任期を1年として、選挙による農業委員の任期に合わせて7月2

0日から7月19日とするというのが原則と。3つ目に書かれています
現議会推薦の農業委員さんの任期につきましては経過措置と言います
か、今年を選任をされました7月1日から来年の7月19日までと、従
来は一年間という事で6月30日をもって交替されましたけれども、今
回に限り、今の委員さんにつきましては7月19日までしていただく
という経過措置でございます。

嶋田委員　　という事は次からは7月20日から翌年の7月19日までという考え
でよろしいんですね。

事務局長　　その通りでございます。

嶋田委員　　分かりました。

副委員長　　他にございませんでしょうか。

(な し)

副委員長　　そうしましたら(案)でございました正副議長・委員会委員の改選が
行われない年において5月に臨時議会を開催しない場合の方策という事
で各3点において、縷々各委員さんより話がございました。この流れに
基づきまして取りまとめを行って参りたいと思います。

本日の議会運営委員会といたしましては、ただ今申し上げましたよう
に取りまとめをさせていただきましたが、19日の本会議最終日の全員
協議会で報告をさせていただき、議員皆様のご意見をお伺いましたう
えで、2月に開催予定の次回の議会運営委員会で最終確認をさせていた
だきたいと思いますが、皆さんそれでよろしいでしょうか。

(異議なし)

副委員長

それでは、そのように確認をさせていただきます。

継続審査につきましては、一定の審査を行ったということで終わっておきたいと思います。

なお、お手元にお配りしておりますように、閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定することに、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

副委員長

異議なしと認めます。議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますようお願いいたします。

総務部長には、他の公務がありますので、ここで退席をしていただくことに致します。

(「ちょっといいですか、その他で総務部長に聞きたい事があるんで。」との声)

副委員長

どうぞ。西谷委員。

西谷委員

初日に同僚の中西議員から町長車の件で質問があったんですが、その件はどうなってんのかという事を聞きたい。町長車は読売でしたかね、新聞でも大々的に取上げられて町長車を廃止するという事で、していたにもかかわらず、聞くところによると町長車をカローラ120万円で買ったという話があるらしいんですが、本当に事実なのかどうかっていう事をお尋ねしたいと思います。

総務部長

今の件ですけれどもお答えさせていただきます。町長車、議長車の専用車の廃止につきましては、当初購入が平成6年度、平成9年度である事からいずれ買い換えの時期がこようかという事で買い換えをしなくても、車検費用もかかると。また燃費の悪さもございます。また住民の高

級車と思われる町長車、議長車への抵抗感等、総合的に勘案いたしまして町長車、議長車の専用車を廃止することにいたしました。専用車廃止後におきましては、町長、議長ともに既にある公用車で公務をまわらせていただいておりますけれども、他の公務の都合上もございませう。また各課における業務の都合上もございませう。そうしたことからその確保に苦勞をしておったところでございませう。そうした事から今回新たに公用車といたしまして、ガソリン代金等を勘案いたしましてカロラのバンタイプの車を購入し、これについては副町長も乗るし、教育長も乗るし、また町職員も乗る公用車として購入をいたしましたわけでございます。以上が経緯でございます。

副委員長 議会運営委員会でございますので、総務委員会とか色々ございませうので、そういう、今日はこういった、議会の運営委員会にかかわるものでございませうので。

西谷委員 全協の時に言われて、その後調べますという事の中で全然ないからどうなってんのやなという事で、どっちみち最終の。

副委員長 暫時休憩します。

(午前9時39分 休憩)

(午前9時39分 再開)

副委員長 再開いたします。

ご苦勞様でございました。

暫時休憩を致します。

(午前9時39分 休憩)

(午前9時39分 再開)

副委員長 　では、再開いたします。

　次に、（４）斑鳩町議会委員会条例及び会議規則の改正についてを議題といたします。

　これにつきましては、前回の委員会において、改正する方向で進めることで確認をさせていただきましたが、ここで改めて最終日に議案として取り扱うかどうかをご協議いただきたいと思います。

　まず、①斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例について、事務局から説明してもらいます。　藤原議会事務局長。

議会事務局長 　斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例についてでございますが、３枚目の要旨をご覧いただきたいと思います。この条例改正は、任期満了による後任者の選任が任期満了前に行われた場合、後任者の委員の任期の起算日を任期満了の日の翌日に改めるとともに、その他条文の整理を行うものでございます。

　各改正条文につきましては、前回ご説明したとおりでございますので説明は省略させていただきます。

副委員長 　何かご質問、ご意見がございましたらおうかがいいたします。

　（　　な　　し　　）

副委員長 　当委員会条例については、改正をするというご意見でございますので、委員会発議をもって最終日に提案してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

　（　異議なし　）

副委員長 　異議なしと認めます。

　それでは、斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例については、委員会発議をもって最終日に提案してまいります。

副委員長 次に、②斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則について、事務局の説明を求めます。 藤原議会事務局長

議会事務局長 斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則について、ご説明させていただきます。3枚目の要旨をご覧いただきたいと思います。

この会議規則の改正は、地方自治法の一部改正により、委員会による議案の提出ができることになったことにより、議案提出にかかる手続きの規定を追加するとともに、その他条文の整理を行うものでございます。2枚目をご覧ください。新旧対照表でございますが、第14条において委員会による議案提出の手続きを追加いたしました。前回の委員会では、単に委員会が議案を提出しようとする時というようにご説明をさせていただきましたが、委員会の定義を付け加えさせていただきました。他の条文につきましては変更がございませんので説明については省略させていただきます。

副委員長 これにつきましても、何かご質問、ご意見がございましたらお伺いたします。 辻委員。

辻委員 これあの14の3で常任委員会て、2行目か、各常任委員会てこれはいらへんのかな、常任委員会だけで。

議会事務局長 おっしゃってることは確かにそういう事なんですけれども、いわゆる委員会条例の条文上、常任委員会という言い方をされておりますので、その委員会条例に合わせまして、そういう事でここでは常任委員会という形で書かせてもらっております。

副委員長 よろしいでしょうか。
他にございませんか。

(な し)

副委員長 ないようですので、当会議規則については、改正をするというご意見でございますので、委員会発議をもって最終日に提案してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

副委員長 異議なしと認めます。

それでは、斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則については、委員会発議をもって最終日に提案してまいります。

次に、2. その他についてを議題といたします。

まず、初めに私の方から1点だけお諮りしたいと思います。

本会議初日の全員協議会において、中西議員から、議員への配布資料についてのご意見がございました。その中で特におっしゃっておられましたのは、「斑鳩町水道事業指定給水装置工事事業者指定の公示について」、また、「入札結果について」、「例月出納検査結果報告書」の3点でございますが、確かにこれらにつきましては大変な分量になっております。全議員への配布をやめ、中西議員がおっしゃっていましたように事務局で1部だけを閲覧用に備え付けるということで、相当量の紙資源の節約、また、コピー代などの節減になると思います。

このことについて、議会運営委員会で議論をしてほしいということでございましたので、皆さんのご意見をお伺いいたします。

西谷委員 私も以前からそういう事言うてましたんで、出来るだけやっぱりそういう形でしてほしいと思いますし、そのかわり例えば議員が必要やと思うことについては、その都度、必要な分だけコピーするという事でいいんちゃいますか。

副委員長 他にございませんでしょうか。

(な し)

副委員長 ただ今、西谷委員からもありましたように、例月出納検査結果報告書などの配布をやめてはとの委員のご意見がございました。先程申し上げましたように3点の資料については、資源保護と経費節減のため、全議員への配布をとりやめ、議員誰もが閲覧可能なように事務局に備え付けておくということによろしいでしょうか。また、手持ち資料として必要な方は、事務局でコピーをもらっていただくということにしたいと思いますが、そういうことによろしいでしょうか。

(異議なし)

副委員長 それでは、そのように最終日の全員協議会にご報告をさせていただきます。

他に委員皆さんのほうから何か質疑、ご意見等がありましたならお聞かせいただきたいと思います。何かご意見等ございませんでしょうか。

辻委員。

辻委員 すいません、さっきの配布資料の関連してやけど、封筒とかね、ようこう入れたる、それも応じて、あまりいらん、私も返させてもらってますねけどね。個人的に、各課封筒に入ったままきてますよってに、その辺も書類によって色々ありますけれども、出来たら先程委員長言われたように、経費節減ということになったら、その辺もいっぺん考えてもらってそれも併せてまた事務局の方で考えてもうて、これはもう封筒いらへんというのであれば、そのまま入れてもらって、その辺も併せてよろしくお願ひしたいと思います。

副委員長 今、辻委員の方から意見がございましたように、確かに極力、出来る範囲において、各議員がそういった節減に向けての努力をしていくと、

また細かい点については、また各委員さんからの思いも色々ございますから、また事務局長に諮って、そういう形でお話してまた結果を出していきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

嶋田委員 封筒に関しては、レターケースに入れられてる分については、もうその場でお返しするような申し合わせがあったと思いますんで、新人議員さんはご存知なかったかもわかりませんが。せやから、そういう風な努力は一部させていただいてますんで。

副委員長 ありがとうございます。そういった形で極力よろしく願いいたします。

他にございませんでしょうか。

(な し)

副委員長 議長の方から何か報告等ございませんか。

議 長 最終日の全協でちょっと一言お願いさせてもらおうと思ってましてんけど、ちょっと一応、議運の委員さんにもお話させていただきたいと思いますが。一般質問での大まかな題名、詳細な項目、通告していただいておりますが、少し通告の詳細な項目と離れていた議員も、私の中ではおられましたので、そこらきちっと会議の進行の妨げや傍聴者の方にもわかりにくい話になってくる可能性もございますので、そういう事を全協で一言だけお願いをさせていただきたいという事をこの場で報告させたいいただきます。

浦野委員 一ついいですか。委員会で傍聴されてた方に、私がちょっと質問してる時に声が小さいと言われたんです。ああいう傍聴者に対しては事務局なりまた委員長なりからそういう事は禁止されてるということはやはり伝えてほしいんですけど。以上です。

副委員長 他にございませんですか。

(な し)

副委員長 そしたら事務局の方から報告等しておくことはありませんか。

(な し)

副委員長 他に質疑、ご意見もないようでございますので、その他については以上で終わります。

以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。

それでは、これをもって議会運営委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

(午前9時51分 閉会)